

## 報告第 1 1 号

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により指定された和解の専決  
処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和 3 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により指定された和解の専決  
処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により  
指定された和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項  
の規定により報告する。

### 記

#### 1 和解の相手方

原告 杉並区在住者

#### 2 事案の概要

生活保護を受けている原告が、自己所有のマンションを売却し、その  
売却代金を受領したにもかかわらず、その事実を意図的に申告しなかつ  
たとして、被告杉並区が原告に対し生活保護法第 7 8 条に基づく支給済  
み保護費の徴収決定処分を行ったところ、原告は当該処分の取消しを求  
めて東京都知事に審査請求を提起した。

その後、原告は、当該審査請求に対する裁決がなされていないにもか  
かわらず、被告杉並区が原告に対し「本件審査請求が棄却された」と虚  
偽の説明をし、生活保護費返還金債務承認及び納付誓約書にサインをす  
るよう迫り、サインをしなければ生活保護費を渡さない旨の発言を繰り  
返したことにより、極めて大きな精神的苦痛を受けた等とし、被告杉並  
区に対し、国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償請求として、損害賠償金  
1 0 0 万円を支払うこと等を求めて、訴えを提起した。

#### 3 和解の内容

(1) 被告杉並区は、原告に対し、生活保護費返還金債務承認及び納付誓約書並びに保護費金品等充当申出書の作成を求めるに当たり、極めて不適切な対応があったことについて、謝罪する。

(2) 被告杉並区は、原告に対し、前項を踏まえ、適正な生活保護行政を実施するため、事務改善の取組を行うことを確約する。確約する事務改善の具体的内容は、以下のとおりである。

ア 生活保護受給者に対する適切な対応について職員を指導するとともに、定期的に研修を実施する。

イ 面談は、相手の体調などを考慮しながら行い、状況に応じ、複数の職員による面談を実施する。

ウ 生活保護受給者からの意見・要望を共有し、必要な改善を図る。

エ 生活保護法第78条に基づく処分等、生活保護受給者に不利益な内容の処分を行う場合には、荻窪、高円寺及び高井戸の3事務所合同で検討するなど、客観的かつ適正な判断を導き出すための方法を検討する。

(3) 前項に記載した事務改善の取組につき、被告杉並区は、原告に対し、令和3年度内と令和4年度内にそれぞれ1回、その内容を報告する。

(4) 原告は、本件請求を放棄する。

(5) 原告及び被告杉並区は、原告と被告杉並区との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は各自の負担とする。

#### 4 専決処分日

令和3年8月18日